

共同募金助成金福祉団体助成事業要綱

東近江市社会福祉協議会

1. 目的

民間非営利団体（NPO）活動やボランティア活動など、先駆的・開拓的な多様な民間の社会福祉活動を育成するため、また、住民参加の福祉コミュニティづくりのための活動や社会福祉施設の機能を活用した公費によらない独自の在宅福祉サービス事業など、地域住民の要請と時代に即応した事業に対し支援する。

2. 助成の対象と期間

民間の社会福祉活動および更生保護関係事業を助成対象とし、対象経費は別表のとおりとする。また対象期間は当年4月1日から翌年3月31日とし、他の助成を受けて実施する事業との重複は認めない。

3. 申請方法

助成申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、当年度の事業計画と収支予算書を添えて、本会に提出するものとする。

4. 申込期限

当年6月末日（申込期限を過ぎた場合は受付できません。）

5. 助成の決定

申込期限終了後、審査委員会で可否を決定し、助成決定通知書または不決定通知書を交付する。

6. 助成の金額と交付

希望する事業の総事業費の2/3の助成とする。ただし、100円未満は切り捨てるものとする。なお、助成額の上限は5万円とするが、本会の当年度予算額の範囲内での決定額とし、上限額に満たないこともある。

助成金の交付については概算払いとする。

7. 事業の報告

助成事業終了後、速やかに事業完了報告書、事業報告ならびに収支決算報告（様式第2号）に必要事項を記載し、領収書の写し、事業の写真とともに本会へ提出するものとする。

また、報告書の内容や写真は本会広報紙や共同募金ホームページ「はねっと」等に掲載される場合がある。

8. 助成の取消

助成事業の遂行が助成期間内に不可能と認められたとき、あるいは助成金が目的外に使用されたときは、助成金の取消または助成金の返還を求める場合がある。

また、第6項により余剰金が生じた場合は助成金を返還しなければならない。

9. 広報および募金活動への参加

助成金を受配した福祉団体は、事業名、もしくはプログラム・案内通知・広報等に「赤い羽根共同募金助成事業」と明記し、地域住民や事業参加者に共同募金助成による事業であることを積極的に広報するものとする。

また、助成金を受配した福祉団体は、共同募金運動期間に行う事業やイベントの場において、募金活動に積極的に取り組むものとする。

別表 1

① 助成については1団体1事業までとする。

ただし、次の団体については、団体として1事業、1ブロック（旧1市6町をそれぞれ1ブロックとする）1事業までとする。

東近江市身体障害者厚生会
東近江市老人クラブ連合会
東近江地区更生保護女性会
東近江市赤十字奉仕団

② スポーツ大会等の実施で、予選・本選などの連続した事業を実施する場合は、本選のみ助成対象とする。

別表 2

助 成 額	助成対象経費
総事業費の3分の2を助成 助成限度額は1事業5万円	次に掲げる経費 旅費交通費、諸謝金、会議費、研修費 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、 原材料費、手数料、使用料及び賃借料

※ただし、団体の運営費・食料費・人件費については助成できません。

対象経費内容説明

対 象 経 費	内 容
旅 費 交 通 費	運賃、高速道路使用料など（ガソリン代は除く）
諸 謝 金	講座、研修会等の講師への謝礼
会 議 費	会議等開催経費（会議、打ち合わせにかかるお茶代のみ）
研 修 費	研修会への参加費用
消 耗 品 費	文房具、印刷用紙、写真代等
印 刷 製 本 費	コピー代、チラシ、報告書、資料等の作成費用
通 信 運 搬 費	切手、はがき、電話通話料等
原 材 料 費	創作、製作活動上必要なものを購入する経費
手 数 料	振込手数料、新聞折込手数料等
使用料及び賃借料	会場の使用、その他借用にかかる経費

※精算報告には総事業費の領収書の写しを添付していただきますので大切に保管くださるようお願いいたします。

附則 この要綱は平成28年4月1日より施行する。